

算 定 基 礎	診療点数	自己負担額	診療点数 × 10円	支給算出額
	( ) × 1・2・3 = ( ) 円		150,000円 + ( ) 円 - 500,000円) × 1%	円
	( ) × 1・2・3 = ( ) 円		80,100円 + ( ) 円 - 267,000円) × 1%	多数該当 無 有
	( ) × 1・2・3 = ( ) 円		83,400円 44,400円 24,600円 15,000円 10,000円 35,400円 20,000円 12,000円 8,000円	所得区分 一般 上位所得者 低所得 一定以上所得者 低所得

## 健康保険 高額療養費支給申請書(平成 年 月診療分)

記入方法及び添付書類については、裏面をご参照願います。	健康保険被保険者証の記号・番号		(記号)	(番号)	事業所名	
	被保険者(申請者)の氏名	(フリガナ)	住所		TEL ( )	
	70歳以上の方で過去1年のうちに次に掲げる事項に該当された方は、番号に をつけてください。					
	1 「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を所持された方					
	2 一部負担金の割合について、「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」を提出された方					
	今回申請の診療月以前1年間に3ヶ月以上高額療養費の支給を受けている場合は直近3ヶ月の受給記録	診療月	平成 年 月診療分	平成 年 月診療分	平成 年 月診療分	
	被保険者証の記号番号					
	限度額適用・標準負担額減額認定証使用の有無	有	無	有	無	有
	世帯合算該当の場合複数記入	1	2	3		
	療養を受けた者の氏名・生年月日(被保険者との続柄)	昭・平 年 月 日( )	昭・平 年 月 日( )	昭・平 年 月 日( )		
傷病名						
療養を受けた医療機関等の名称						
所在地						
上記の医療機関等で療養を受けた期間、療養の実日数	平成 年 月 日から 日間 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 日間 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 日間 平成 年 月 日まで			
上記で受けた療養に対し医療機関等で支払った額	( ) 円	( ) 円	( ) 円			
自己負担すべき額の全部又は一部について、他の制度から支給を受けられますか	いいえ・はい (制度名 )	費用徴収 無有	いいえ・はい (制度名 )	費用徴収 無有	いいえ・はい (制度名 )	
入院・通院の別	入院 通院	入院 通院	入院 通院			
発病又は負傷の原因						
第三者の行為が原因で	ある・ない (ある)の場合は、第三者行為による「負傷届」を提出してください。	「ある」と答えた場合は第三者の氏名	住所	TEL ( )		

口座名義が被保険者(申請者)と異なる場合は「受取代理人に欄」の記入が必要です。

振込口座	金融機関名 (フリガナ)	支店名 (フリガナ)	預金種別 普通当座 その他( )	口座番号 (フリガナ)	口座名義 (フリガナ)
------	-----------------	---------------	------------------------	----------------	----------------

給付金に関する受領を代理人に委任する(被保険者(申請者)名義以外の口座に振込を希望される)場合に記入してください。

受付年月日

受取代理人の欄	本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。		委任者との関係 ( )
	平成 年 月 日	住所	
	被保険者(申請者)の氏名	代理人の氏名	電話 ( )

## 記入上の注意（添付書類含む）

- ・ 申請書は、下記の支給要件に基づき、暦月ごとに作成してください。  
療養費払に係る高額療養費の支給申請書は、その療養費の支給申請書と併せて提出してください。
  - ・ 記入するときは、鉛筆は使用しないでください。
  - ・ 記入もれのないように注意してください。
- 被保険者(申請者)が記入するところ**
- ・ 欄 あなたの健康保険被保険者証に記載されている記号番号を記入してください。
  - ・ 欄 被保険者が死亡した場合は、相続人から申請することができます。この場合、申請書の氏名を記入してください。又、当組合の被扶養者として認定されていない方が申請する場合は、相続人であることが確認できる「戸籍謄本」等を添付して下さい。
  - ・ 欄 郵便物が確実に届くよう、「方」「アパート」等まで記入してください。
  - ・ 欄 今回申請の対象となった診療月以前1年間に健康保険組合から3か月以上高額療養費の支給を受けている場合（下記支給要件の4「多数該当」に該当する場合）は、その直近3か月分の診療月、被保険者証の記号番号、限度額適用・標準負担額減額認定証使用の有無を記入してください。
  - ・ 欄 傷病名はわかる範囲で記入してください。
  - ・ 欄 療養を受けた期間は同一月内の期間を記入してください。
  - ・ 欄 保険診療分として支払った金額を記入してください。入院時の食事代、室料の差額、歯科の材料差額等保険診療とならないものは除きます。  
保険診療分として支払った金額が明確でないときは、病院等で支払った金額を（ ）内に記入してください。  
欄で費用徴収「有」の場合は、実際に徴収された費用の額を記入してください。この場合、徴収された費用の額を証明する領収書等を添付してください。
  - ・ 欄 自己負担すべき額の全部又は一部について、他の制度から給付を受けられるか否か、いずれか該当する方を で囲んでください。「はい」を でかこんだときは、その制度名を記入し、費用徴収されたか否か、いずれか該当する方を で囲んでください。

## 高額療養費の支給要件、その他の留意事項

1. 次の区分により保険診療分として支払った医療費の自己負担額（入院時の食事代、室料の差額、歯科の材料差額等、保険診療とならないものは除きます。）が、2の計算式により算出した自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。
  - ・ 各月ごと（毎月1日から末日まで）
  - ・ 医療機関ごと
  - ・ 入院、外来ごと

所得区分	自己負担限度額（70歳未満の方）
A	150,000円+(医療費-500,000円)×1% [83,400円]
B	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円]
C	35,400円 [24,600円]

所得区分	自己負担限度額（70歳以上75歳未満の方）	
	個人単位(外来のみ)	世帯合算(入院含む)
D	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円]
E	12,000円	44,400円
F	8,000円	24,600円
G		15,000円

所得区分は次のとおり

- A 標準報酬月額53万以上の被保険者及びその被扶養者
  - B 標準報酬月額53万未満の被保険者及びその被扶養者
  - C 次のいずれかに該当する場合は、
    - ア 被保険者が療養のあった月の属する年度(4月から7月診療分については前年度分)の市町村民税が課税されない場合（市町村民税の非課税に関する市区町村長の証明書を添付してください。）
    - イ 被保険者又は被扶養者が療養のあった月の属する年度において生活保護法の被保護者である場合  
 [ 診療月に前に福祉事務所で決定された保護開始決定通知書、保護変更決定通知書、保護廃止決定通知書等の写を添付してください。この通知書の写には、事業主、民生委員又は福祉事務所長の原本証明を受けてください。 ]  
 同一年度(上記アに該当する者にあつては、8月から7月までの間)内において、既に証明書等を提出している場合は、同一年度内の申請に際して再度証明書等を添付する必要はありません。
  - D 標準報酬月額が28万円以上である70歳以上75歳未満の被保険者及びその70歳以上75歳未満の被扶養者等  
70歳以上75歳未満の被保険者及びその70歳以上75歳未満の被扶養者等の前年(1月～8月の診療月の場合は前々年)の収入の合計が 520万円(70歳以上75歳未満の被扶養者等がない場合には383万円)に満たない場合は、申請により所得区分がEとなります。
  - E 標準報酬月額が28万円未満である70歳以上75歳未満の被保険者及びその70歳以上75歳未満の被扶養者等
  - F Cと同様となります。
  - G Fに該当する方で、一定の基準を満たす場合\*  
\*市町村民税の基準所得(各所得ごとに必要経費、控除を差し引いたときの所得)がないこと。
3. 上記1の区分により保険診療分として支払った医療費の自己負担額のうち、同一月に**21,000円以上**(70歳以上75歳未満の方については全ての自己負担額)のものが複数あるときは、それらを合算した額が上記2の計算式で算出した自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。(世帯合算)
  4. 過去1年間に既に3か月以上の高額療養費の支給を受けている場合の4か月目以降は、上記1の区分により支払った自己負担限度額が【 】内の額を超えた額が支給されます。(多数該当)
  5. 一定の制度により自己負担相当額について給付を受けられる場合は、この高額療養費は支給できません。ただし、実際に費用徴収された場合で一部負担金に相当する額が21,000円以上(70歳以上75歳未満の方については当該費用徴収以外の全ての自己負担額)のものについては、費用徴収の多少にかかわらず、実際に徴収された費用は上記3の世帯合算の対象となります。  
**後期高齢者医療制度による医療を受けられる場合は、健康保険でこの給付は行いません。**  
**高額療養費の支給額は医療機関から提出される書類により決定しますので、支払の時期は、療養を受けた月から3か月程度後になります。**  
**必ず、領収書のコピーを添付してください。**